

令和4年10月支給分から児童手当制度が一部変更になります。

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください!!

1 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます!!

⇒所得額により特例給付が支給されない方が発生します。

2 現況届の提出が不要になります!!

⇒毎年6月に提出していただいていた現況届の提出が原則不要になります。

※引き続き提出が必要となる方については、裏面(2)アをご覧ください。

○上記の変更内容の詳細について

(1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得額が下表の②所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されませんのでご注意ください。

※ 児童手当等が支給されなくなったあとに所得額が②所得上限限度額を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります**ので、ご注意ください。

※ 児童を養育している方の所得額が、下表の①所得制限限度額未満の場合には、児童手当を、所得額が①所得制限限度額以上で②所得上限限度額未満の場合は、児童手当法の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

| 扶養親族等の人数 (カッコ内は例) | ①所得制限限度額 これ以上だと… 児童1人につき月額5,000円支給 (従来通り) | | ②所得上限限度額 これ以上だと… 支給なし (令和4年10月支給分から) | |
|--------------------------------|--|----------------|---|----------------|
| | 所得額 (万円) | 収入額の目安 (万円) | 所得額 (万円) | 収入額の目安 (万円) |
| 0人 (前年末に児童が生まれていない場合等) | 622 | 833.3 | 858 | 1071 |
| 1人 (児童1人の場合等) | 660 | 875.6 | 896 | 1124 |
| 2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 698 | 917.8 | 934 | 1162 |
| 3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 736 | 960 | 972 | 1200 |
| 4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 774 | 1002 | 1010 | 1238 |
| 5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 812 | 1040 | 1048 | 1276 |

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

※ その他、所得額の算出方法や適用される控除額等の詳細については、市ホームページをご覧ください。



※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

**裏面に続きます。
必ずご確認ください!**

(2) 現況届の省略について

ア 朝霞市では、令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が朝霞市と異なる方
- ②対象児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、朝霞市から提出の案内があった方

イ 以下の事由に該当することとなった場合はこども未来課に届け出て
ください。

- ①**第2子以降のお子さんが生れたとき**
- ②児童を養育しなくなったことなどにより、**対象児童がいなくなったとき**
- ③受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ④受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
- ⑤婚姻等により、一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**
- ⑥離婚等により、一緒に児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
- ⑦**生計維持者に変更があったとき**
- ⑧受給者や配偶者が**公務員になったとき**
- ⑨受給者の加入する**年金が変わったとき**（国民年金→厚生年金等）
- ⑩国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

お問い合わせは

朝霞市役所 こども未来課 こども給付係
電話：048(463)2834